

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「第1353回経営委員会議事録にある『経営委員会議事運営規則の改正』を議決するまでの意見交換内容や改正する理由、意味、結果、採決の結果」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対して、経営委員会は、開示の求めの文書は経営委員会の議事録の非公表部分・資料であって、開示することにより経営委員会の運営やその事務に支障を及ぼすおそれや今後の運営やその事務に与える影響について考慮する必要があるため、また、経営委員会の審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、その審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるとともに、将来における同種の審議、検討または協議に与える影響についても考慮する必要があるため、NHK情報公開規程（以下、「規程」）第8条1項1号および2号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、「規程第8条1項1号および2号に該当するとの判断について、第三者（審議委員会）の客観的意見が聞きたい」として、再検討の求めがあった。

2 経営委員会の見解の要旨

「再検討の求め」を受け、経営委員会として検討を行い、以下の理由により、開示することとする。

経営委員会としては、当初、これらの文書は、経営委員会の議事録の非公表部分・資料であって、開示することにより経営委員会の運営やその事務に支障を及ぼすおそれ、および今後の運営やその事務に与える影響についても考慮する必要があるため、また、経営委員会の審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、その審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるとともに、将来における同種の審議、検討または協議に与える影響についても考慮する必要があるため、規程第8条1項1号および2号に該当し、開示することができないとした。

その後、経営委員会として情報公開の趣旨を踏まえて改めて検討したところ、経営委員会の透明性の向上を図る観点から、開示することとした。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で本件文書を見分したところ、規程第8条1項1号および2号の支障はないものと認められ、再検討の求めの文書を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年10月22日（第308回審議委員会）

第850号 諮問、審議

11月 1日（第309回審議委員会）

審議

11月29日（第310回審議委員会）

審議、答申